

和歌山県警察保護対策実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和6年5月30日 組対第34号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要綱は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策（保護対象者に対する保護区分による警戒その他の必要な措置をいう。）に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

その内容は、

- 保護対象者の指定等
- 基本的配意事項
- 保護対策官の設置等
- 保護対策責任者の設置等
- 保護対策計画の策定等
- 保護対象者の指定の解除

等です。